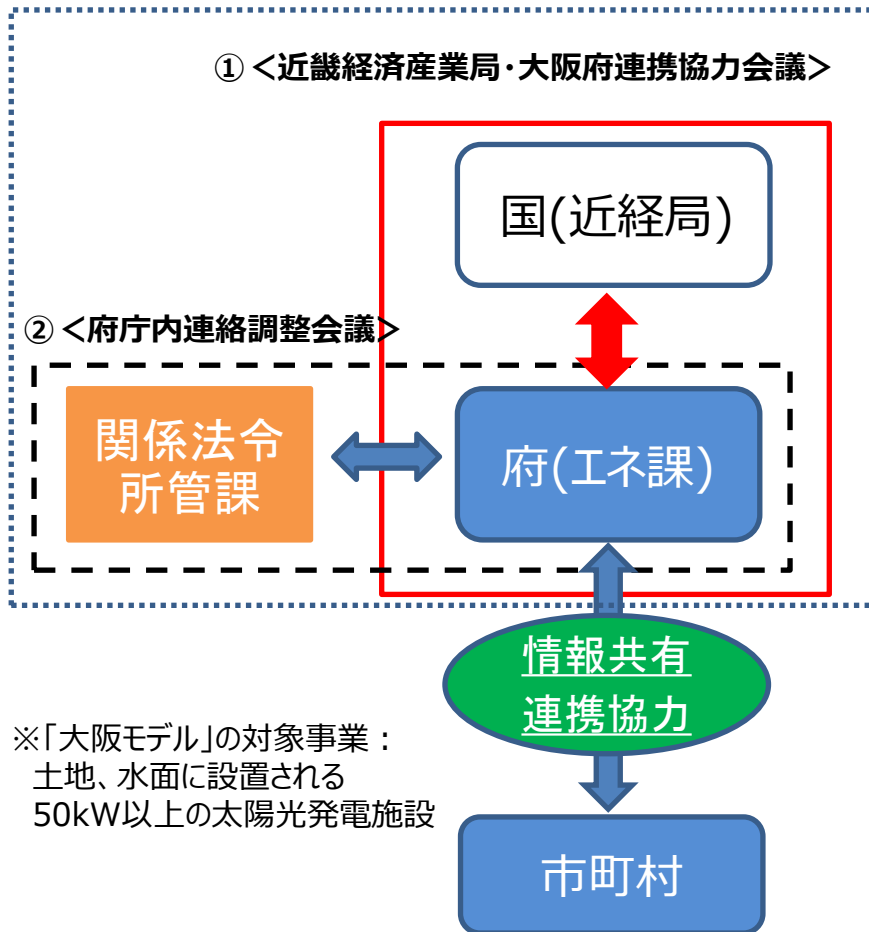


大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制 <大阪モデル> (案)

太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る場を設ける。

そのため、近畿経済産業局と大阪府の「情報共有」「連携協力」等を目的とした連携協力会議を設置する。あわせて、その会議で具体的かつ効果的な意見交換や検討が図れ、さらにその内容が円滑に実現できるよう、大阪府において、庁内に太陽光発電施設の関係法令所管部局による連絡調整会議を設置するほか、府内市町村における関連情報を把握するとともに、トラブル対応を支援する仕組みを構築する。

③ <①と②の合同会議>



※「大阪モデル」の対象事業：
土地、水面に設置される
50kW以上の太陽光発電施設

① <太陽光発電施設の地域共生に向けた 近畿経済産業局・大阪府連携協力会議>

【構成員】・近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
・大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課

- ・FIT法、固定価格買取制度等に係る情報共有
- ・不適切案件及びトラブルの未然防止等に向けた取組みの検討・実施
- ・府内及び全国でのトラブル発生状況及びその対応についての情報交換
- ・必要に応じて、個別事案について部会を設ける 等

② <太陽光発電施設の地域共生に向けた 大阪府庁内連絡調整会議>

【構成員】・関係法令所管部局

- ・FIT法、固定価格買取制度等に係る情報共有
- ・今後の設置見込みについて情報共有
- ・ガイドライン推奨事項の周知徹底に向けた意見交換
- ・各種苦情、トラブルへの対応状況の情報共有
- ・庁内における太陽光発電設備の設置に関する情報共有体制の構築・改善
- ・関係法令所管課の認定情報公開システム利用
- ・必要に応じて、個別事案について部会を設ける 等

③ <①と②の合同会議>

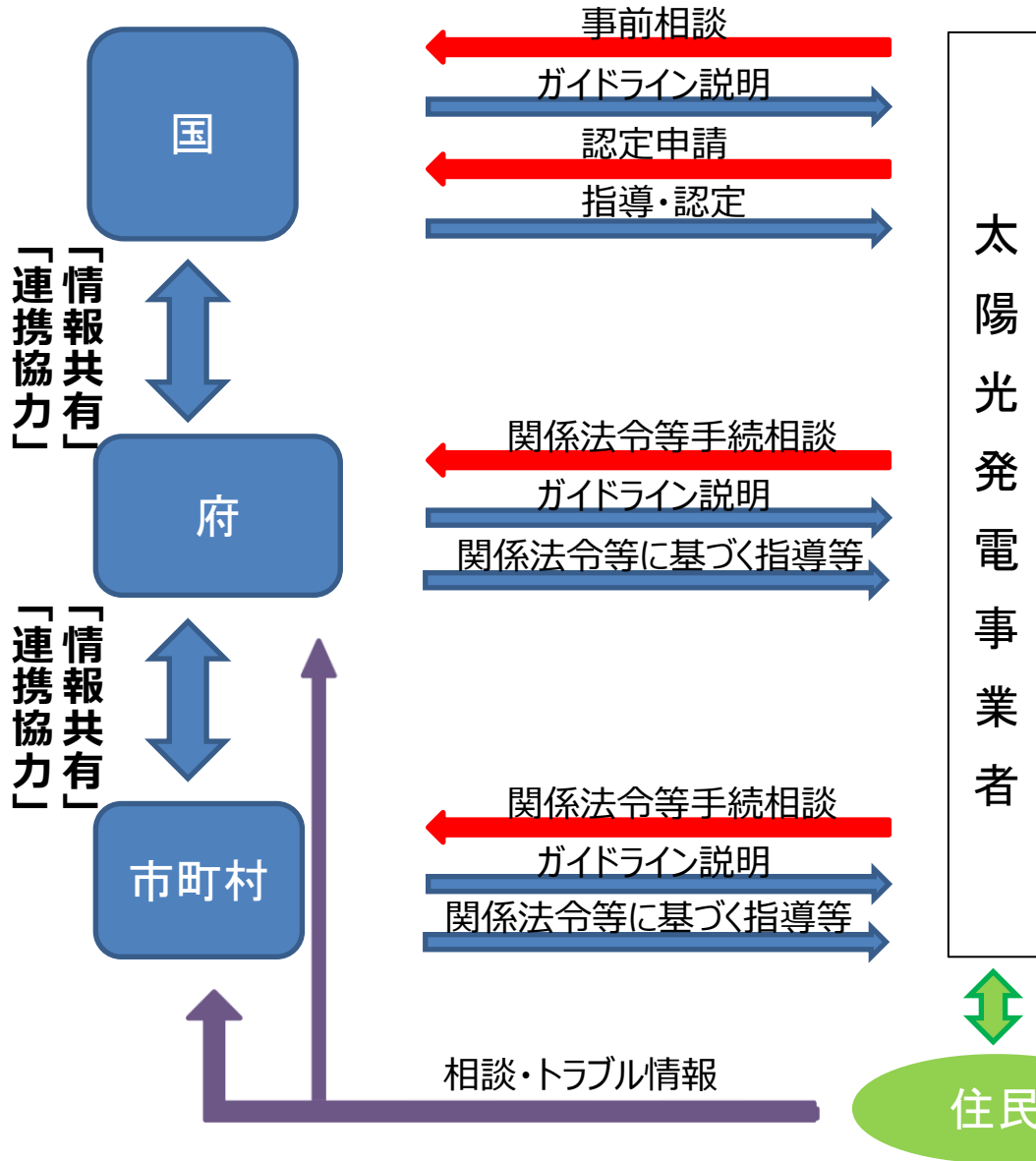
【構成員】 ① ②のメンバー

- ・国・府・市町村の連携協力とその体制に関する認識の共有

等

①、②、③について、必要に応じて、市町村など関係行政機関の出席を求める。

「大阪モデル」の取組み



<トラブルの未然防止>

- 事業計画認定に係る
「申請／認定情報」の共有
- ・府・市町村は、所定の手続きのもと、国から提供を受ける。
- 法令等遵守に向けた
認定前の相談・対応状況の集約
- ・関係法令等所管部局・市町村への相談状況及び対応状況をエネルギー政策課に集約。必要に応じて、近畿経済産業局へ情報提供。
- 事業計画策定ガイドライン
の周知徹底
- ・事業者に対し、あらゆる機会を捉え、ガイドラインに沿った適切な事業実施を求める。

<トラブル対応>

- 国、府、市町村が
役割分担のもと、連携協力
- ・関係法令、ガイドライン等に基づき、それぞれが事業者指導を行う。
- ・不適切な案件について情報共有し、連携して市町村の対応を支援する。